

資 料 編

資料編目次

資料 1	高石市国民保護協議会条例 -----	124
資料 2	高石市国民保護協議会委員名簿 -----	125
資料 3	高石市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 -----	127
資料 4	安否情報省令様式 -----	129

資料 1 高石市国民保護協議会条例

高石市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 28 日

条 例 第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、高石市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

資料2 高石市国民保護協議会委員名簿

高石市国民保護協議会委員名簿

(平成18年10月1日現在)

委員名	職名	住所	電話
会長	高石市長	高石市加茂4丁目1-1	072-265-1001
1号委員	大阪農政事務所 地域第二課長	高石市羽衣5丁目13-14	072-264-6060
	堺海上保安署長	堺市西区石津西町20	072-244-1771
	近畿地方整備局 南大阪維持出張所長	泉大津市我孫子町99-6	0725-23-1051
2号委員	陸上自衛隊第三十七 普通科連隊長	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090
3号委員	鳳土木事務所長	堺市西区鳳東町4丁390-1	072-273-0123
	鳳土木事務所 地域防災監	〃	〃
	堺泉北港湾事務所長	堺市堺区塩浜町1	0725-21-1411
	和泉保健所長	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1342
	高石警察署長	高石市羽衣4丁目2-23	072-265-1234
4号委員	高石市助役	高石市加茂4丁目1-1	072-265-1001
5号委員	高石市教育長	〃	〃
	堺市高石市消防組合 消防長	堺市堺区大浜南町3丁2-5	072-238-6047
6号委員	政策推進部長	高石市加茂4丁目1-1	072-265-1001
	総務部長	〃	〃
	保健福祉部長	〃	〃
	土木部長	〃	〃
	議会事務局長	〃	〃
	西日本旅客鉄道(株) 鳳駅首席助役	堺市西区鳳東町1丁125	072-271-0031

7号委員	西日本電信電話(株) 大阪南支店設備部長	大阪市西区阿波座 2 - 1 - 1 1	06-6578-6959
	浜寺郵便局長	高石市羽衣 2 丁目 3 - 2 0	072-261-0400
	阪神高速道路(株) 大阪管理部長	大阪市港区石田 3 丁目 1 - 2 5	06-6576-3881
	大阪瓦斯(株)南部地区 保安統括	堺市堺区住吉橋町 2 丁 2 - 1 9	072-238-2375
	関西電力(株) 南大阪営業所長	堺市堺区熊野町東 2 丁 2 - 2 0	072-233-2022
	南海電気鉄道(株) 泉大津駅長	泉大津市旭町 1 9 - 1	0725-32-0209
8号委員	高石市医師会長	高石市羽衣 4 丁目 4 - 2 6	072-265-5188
	高石市連合自治会長	高石市加茂 4 丁目 1 - 1	072-265-1001
	高石市消防団長	高石市西取石 1 丁目 2 7 - 2 3	072-266-0199
	高石市婦人団体 協議会会長	高石市加茂 4 丁目 1 - 1	072-265-1001
	高石市人権協会長	〃	〃
	高石市民生委員 児童委員協議会長	〃	〃

資料3 高石市国民保護対策本部及び高石市緊急対処事態対策本部条例

高石市国民保護対策本部及び高石市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日

条 例 第 2 号

（目的）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、高石市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び高石市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

（準用）

第6条 第2条から前条までの規定は、高石市緊急対処事態対策本部について準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条第 1 項	国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長
第 2 条第 2 項	国民保護対策副本部長	緊急対処事態対策副本部長
第 2 条第 3 項	国民保護対策本部員	緊急対処事態対策本部員
第 3 条第 2 項	法第 28 条第 6 項	法第 183 条において準用する法 第 28 条第 6 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 安否情報省令様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏 名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、 ～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を 回答する予定ですが、回答を希望 しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外 の者からの照会に対する回答又は 公表することについて、同意する かどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名：

担当者名：

[illegible]

- | | |
|----|---|
| 備考 | <p>1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。</p> <p>2 「 出生の年月日 」 欄は元号表記により記入すること。</p> <p>3 「 国籍 」 欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。</p> <p>4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況 」 欄に「 死亡 」 と記入した上で、加えて「 死亡の日時、場所及び状況 」 を記入し、「 現在の居所 」 欄に「 遺体の安置されている場所 」 を記入すること。</p> <p>5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「 有 」 又は「 無 」 と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「 備考 」 欄に記入すること。</p> |
|----|---|

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日	
		申請者 住所（居所）	
氏 名			
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 （○を付けて下さい。の 場合、理由を記入願 います。）		被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 その他 （ ）	
備 考			
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本	その他（ ）
	その他個人を識別するための情報		
申請者の確認			
備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 (都道府県知事) (市町村長) 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。